⑽　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　永塚　周次
⑾　評価の業務を行う区域
　千葉県（松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、柏市、流山市、我孫子市、野田市、浦安市、船橋市、習志野市、八千代市、白井市、印西市）、埼玉県（三郷市、八潮市、吉川市、草加市）、茨城県（守谷市、取手市）、東京都（江戸川区、葛飾区）

○関東地方整備局告示第二百十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月十日　　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
　関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社神奈川建築確認検査機関
三⑴　評価員の氏名の変更

変更前	三島　啓
変更後	―

⑵　変更年月日
　平成二十四年四月六日

○中国地方整備局告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月十日
　中国地方整備局長　戸田　和彦

第１　起業者の名称　鳥取県

第２　事業の種類　二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海士地内まで）並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鳥取県鳥取市福部町細川字上屋敷、字上屋敷上エ、字高浜、字日比中谷、字日比中谷上エ、字中瀬、字鍋岩、字野竹、字下江尻、字上江尻、字青崎、字西沢及び字亀井並びに福部町海士字蛇持地内

２　使用の部分　鳥取県鳥取市福部町細川字西沢、字鍋岩及び字亀井地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県鳥取市福部町細川地内の一般国道９号如来橋付近から細川観測局付近までの延長1,257ｍの区間及び同市福部町細川地内の箭渓川との合流点から同町海士地内までの延長192ｍの支川背水区間（以下「本件区間」という。）における「二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される国道、県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号の一般国道、同条第３号の都道府県道及び同条第４号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川塩見川水系塩見川（以下「塩見川」という。）は、河川法第５条に規定する二級河川であり、同法第10条第１項の規定に基づき鳥取県知事が河川管理者であることなどから、起業者である鳥取県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

塩見川は、その源を鳥取県岩美郡岩美町唐川湿原に発し、蔵見川、箭渓川、江川等の支川を合わせ、鳥取砂丘に沿って流れながら日本海に注ぐ、幹川流路延長10.8㎞、流域面積32.7㎢の河川である。

塩見川の流域は、鳥取県東部地域の拠点都市である鳥取市の東側に位置し、特に下流域の福部平野には、鳥取市福部町総合支所、郵便局及び小・中学校などの公共施設が立ち並ぶ市街地を形成しているほか、塩見川と交差している国道９号や流域を縦断しているＪＲ山陰本線が交通幹線として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間の現況流下能力は、「塩見川水系河川整備計画」（平成20年４月策定。以下「整備計画」という。）における基準地点細川の計画高水流量280㎥／秒に対して10％～30％程度しか確保されていない状況にある。

このため、豪雨や台風の際には頻繁に洪水にみまわれ、中でも、過去最大被害となった昭和51年９月に発生した台風17号では、床上浸水家屋33戸、床下浸水家屋38戸、浸水面積146haの被害が発生し、近年においても平成10年、平成12年、平成16年及び平成18年と浸水被害が多発している状況にある。

このような状況に対処するため、順次改修工事を進めており、河口から鳥取市福部町細川地内までの775ｍの区間などについては、既に改修工事が完了している。

本件事業は、家屋の浸水被害を軽減することを目的として、引堤により川幅を拡幅し、高水敷及び築堤の整備を行うものである。本件事業の完成により、本件区間において、整備計画に定める計画高水流量を安全に流下させることが可能となり、治水安全度を高めることで浸水被害の軽減が図られ、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音・低振動機械を使用するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で自然環境等への影響について現地調査や既存文献を基に検討を行ったところ、本件区間内及びその周辺において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、塩見川流域の家屋の浸水被害を軽減することを目的として、引堤及び堤防の嵩上げなどを行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本体事業の河道法線の決定にあたっては、一般国道９号如来橋付近の未改修区間（延長約345ｍ）については、既に改修工事が完了している上下流の区間との河道法線の整合を図り、沿川の右岸側の集落を避ける形で、左岸側に迫り出した丘陵地の掘